



暑中お見舞い
申し上げます

桶屋事務所だより



編集発行人
桶屋税理士事務所
税理士 桶屋泰三

〒930-0096
富山市舟橋北町7-15
TEL 076(441)2322・FAX 076(441)1999
<http://okeya.zei-mu.jp>

8月

(葉月) AUGUST

| | | | |
|---|----|----|----|
| 日 | ・ | 14 | 28 |
| 月 | 1 | 15 | 29 |
| 火 | 2 | 16 | 30 |
| 水 | 3 | 17 | 31 |
| 木 | 4 | 18 | ・ |
| 金 | 5 | 19 | ・ |
| 土 | 6 | 20 | ・ |
| 日 | 7 | 21 | ・ |
| 月 | 8 | 22 | ・ |
| 火 | 9 | 23 | ・ |
| 水 | 10 | 24 | ・ |
| 木 | 11 | 25 | ・ |
| 金 | 12 | 26 | ・ |
| 土 | 13 | 27 | ・ |

8月の税務と労務

- 国 税 / 7月分源泉所得税の納付 8月10日
- 国 税 / 6月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 8月31日
- 国 税 / 12月決算法人の中間申告 8月31日
- 国 税 / 9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 8月31日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日
- 地方税 / 個人事業税第1期分の納付 都道府県の条例で定める日
- 地方税 / 個人住民税第2期分の納付 市町村の条例で定める日

ワンポイント 適格退職年金の廃止

事業主掛金を損金算入できるなどの税制上の優遇措置があった「適格退職年金」の廃止(10年間の経過措置期限)が、来年3月末に迫っています。現在、中小企業退職金共済や確定拠出年金などへの移行が進んでおり、平成13年3月末に917万人いた加入者は22年12月末現在で157万人に減っています。

中小企業 退職金 共済制度

の改正ポイント

同居親族のみ雇用事業所の
従業員も対象に

中小企業退職金共済制度の一部が改正され、平成二十三年一月一日から施行されています。中小企業をはじめ適用対象が広いと思われしますので、以下、ポイントを整理してみます。

I 改正の趣旨

これまで、中小企業退職金共済制度（中退共制度）が適用される「従業員」の範囲については、労働基準法等が適用される労働者の範囲と同様であると整理されてきました。しかし、雇用・経済情勢が特に悪化し、退職後の従業員の生活保障の重要性が改めて認識される中で、事業主と生計を一にする同居の親族を雇用する事業に雇用される者であっても、使用従属関係が認められる者が存在することが

明らかになりました。

そこで、同居の親族のみを雇用する事業に雇用される者であっても、使用従属関係が認められる同居の親族については、中小企業退職金共済法の「従業員」として取り扱うことになりました。



II 概要

1 特徴

- 掛金が定額制
月額五千円～三万円の範囲の一六種類の中から選択（短時間労働者には、この他、月額二千円～四千円の三種類の特別掛金も選択）できます。
- 全額損金算入
掛金は、全額事業主負担ですが、全額損金算入できます。
- 国の助成
初めて加入する企業や掛金を増額した企業に一定期間、掛金の一部が助成されるなど、他の企業年金にない特色があります。

- 退職金は直接従業員に

退職金は、中退共本部から退職した従業員に直接支払われま
す。事業主が従業員に代わって

受け取ることはできません。退職金は、一時払いの場合は退職所得、分割払いの場合は公的年金等控除の対象となる雑所得として取り扱われます。

2 加入時の手続き

- 退職金共済契約申込書による確認
 - 同居の親族のみを雇用している事業所であるか否かの確認（新規申込時）
 - 加入させる従業員が同居の親族か否かの確認（新規・追加申込み時）なお、同居の親族のみを雇用している事業所であるか否かについては、中退共制度への加入実態ではなく、雇用実態で判断されます。
- 同居の親族が使用従属関係のある従業員であることを確認するための書類の提出
 - 同居の親族が、事業所に雇用される者で、賃金を支払われる者であることを確認できる書類
 - 同居の親族が小規模企業共済制度の共済契約者でないことを誓約する書類

3 過去勤務期間

過去勤務期間（中退共制度加入前の勤務期間）については、新規申込み時までの継続して雇用された期間で、最高一〇年間を通算期間とすることができまが、過去に小規模企業共済制度に加入していた場合には、その期間は通算できません。

4 掛金助成の対象外

同居の親族のみを雇用する事業所の場合は、掛金の負担を軽減する措置「新規加入助成」の対象とはなりません（図表参照）。また、新規加入時に同居の親族のみを雇用する事業所が、同居の親族以外の従業員を雇用する事業所になった場合は、その旨の届出があっても新規加入助成の対象にはなりません。

なお、新規加入時に同居の親族以外の従業員を雇用する事業所であって、新規加入助成の対象となっていた事業所が、同居の親族のみを雇用する事業所になったときは、届出が必要です。この場合は、新規加入助成の対象から除外され、助成額は打ち

切りとなります。

5 加入中に必要な届出

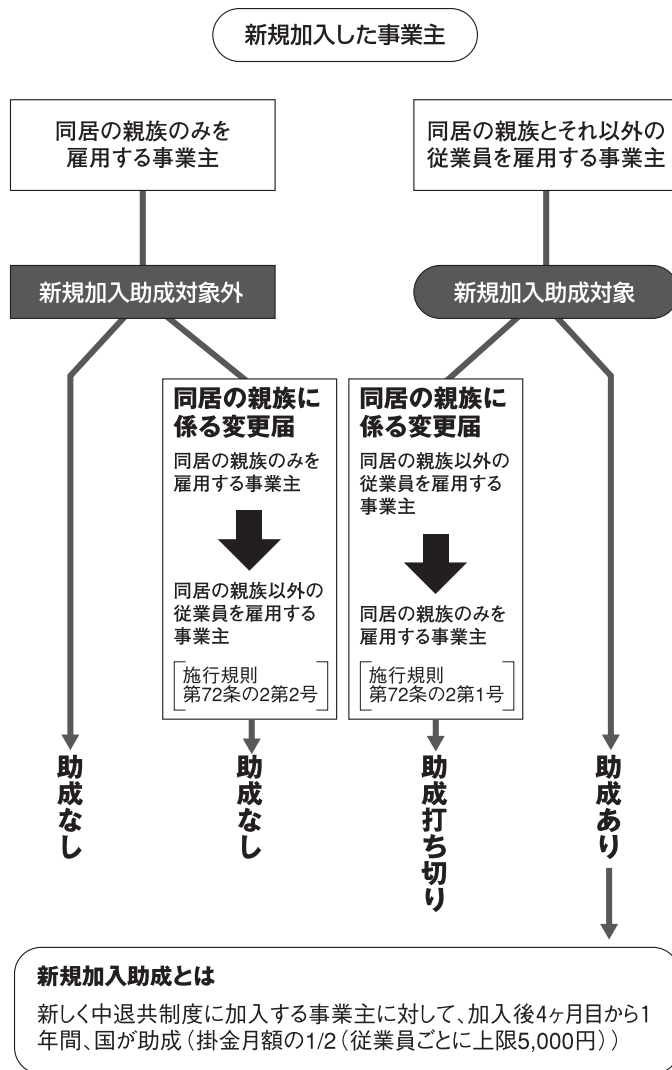
- 事業所の雇用実態に変更があった場合
同居の親族のみを雇用する事業所が、同居の親族以外の従業員を雇用することになった場合、又は逆の場合
- 加入している従業員のうち

の同居の親族について変更があった場合の届出
同居の親族でなかった従業員が、同居の親族となった場合、又は逆の場合
(3) 同居の親族についての定期的な確認
中退共本部へ使用従属関係確認のための一定の書類の提出

6 退職時の手続き

- 同居の親族の退職時の届出には、次の書類の添付が必要です。
当該同居の親族が、事業所に雇用される者で、賃金を支払われる者であったことを確認できる書類
- 退職の事由を証する書類

新規加入助成の流れ（同居の親族を雇用している事業主）



新規加入時：「退職金共済契約申込書」に「同居の親族のみを雇用している事業所」が否かを申し出ます。

※同居の親族とは、事業主と生計を一にする同居の親族をいいます。

暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

東日本大震災での地震・津波の規模は“想定外”といわれましたが、国や企業、個人が有事に対してどこまで想定して備えるべきなのかも改めて問われました。これは災害に限らず、たとえば企業の場合、食中毒や欠陥商品、顧客データ流出など信用・信頼に関わり、業績に深刻な影響を与えるトラブルの発生をどの程度想定し、対策を講じているかにもつながります。ただし、費用対効果の問題があります。どこまで備えに対応するのか、経営者の判断は難しいと思います。

国税庁が発表した「平成21年度分法人企業の実態」によりますと、赤字法人の割合が72.8%にのぼっています。バブル絶頂期の平成2～3年度は48.4%でした。法人企業の約半数から4分の3へ赤字法人が増えたわけです。

日本のモノ作りの技術力の高さは、大震災により日本からの部品供給が止まりこれに代わる高品質の部品が無いため、海外での製品完成に支障が出たことをみても証明されています。厳しい経済状況ですが、景気の好転に備え、さらに技術力を磨いておかなければなりません。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

2以上の用途に使用される資産の耐用年数

同一の減価償却資産が異なる用途に使用されている場合があります。例えば、5階建ての建物（特別な内部造作はしていません）で、1階を店舗、2階から5階を事務所として使用するなど、1つの減価償却資産が2以上の用途に共通して使用され、その用途によって異なる耐用年数が定められているケースでは、減価償却限度額計算のための耐用年数の決め方はどうしたらよいでしょうか。

この場合には、原則として、その減価償却資産の使用目的、使用の状況等を勘案して、合理的に判定し、その判定した用途について定められている耐用年数により償却限度額を計算します。

なお、その判定した用途に係る耐用年数は、一度採用した以上、その判定の基礎となった事実が著しく異ならない限り、継続して適用することになります。

アルバイト等の源泉徴収

パートやアルバイトに対する給与を、勤務した日又は時間によって計算している場合で、次のいずれかの要件に当てはまる場合には、給与を支払う際に源泉徴収する税額に関して、「日額表」の「丙欄」を使って所得税額を求めることとなります。

(1) 雇用契約の期間があらかじめ定められている場合には、二か月以内であること。

(2) 日々雇い入れている場合には、継続して二か月を超えて支払をしないこと。

なお、最初の契約期間が二か月以内の場合でも、雇用契約の期間の延長や、再雇用のため二か月を超える場合には、契約期間が二か月を超えた日から、「丙欄」を使うことができませぬので、留意が必要です。